

常任委員会報告

総務財務委員会

12月定例会付託議案審査

議第132号「三原市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例及び三原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」

【要旨】 国家公務員に対する人事院勧告に準じて、本市の特別職及び職員に係る期末手当の改定を行いたいとするもの。

【主な質疑の内容】

【問】 特別職及び議員に係る期末手当の改定にあたって、7月豪雨災害を踏まえた引き上げの是非について議論は行われたのか。

【答】 県内各市に対し改定の動向を調査した結果、県内全ての市が人事院勧告に準じて、特別職及び議員に係る期末手当を0・05月分引き上げる条例改正案を提出する意向であることを確認した。よって、本市も県内

各市と足並みをそろえるべきと判断した。

【問】 各自自治体によって被災状況は異なっている。

この点を考慮せず、他市にならない一律に特別職及び議員に係る期末手当を引き上げるとの結論に至った理由は。

【答】 特別職及び議員に係る期末手当も生活給の一部と考えている。被災した県内全ての市が改定を行う意向であることから、本市も同様に改定したい。

【討論・採決】

議第132号について、反対の立場から、特別職及び議員に係る期末手当は生活給の一部であると認識しているものの、7月豪雨で被災し、大変な状況に置かれている市民が納めた税金で賄われている特別職及び議員に係る期末手当を引き上げる条例改正案については反対するとの意思表明があった。

採決の結果、議第132号について、起立採決

の結果、賛成多数をもって、また、残余の10件については、全員一致で原案どおり可決した。



請願第30号 国に対し

「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願

【要旨】 国に対し、平成31年10月の消費税率10%への引き上げを中止することを求める意見書の提出を求めるもの。

【審査内容】

審査の必要から、理事者に出席を求めた。

【問】 現在の消費税率8%時点においては、本市へどれほどの地方消費税交

付金が交付されているのか。また、消費税率が10%に引き上げられた場合の見通しは。

【答】 30年度当初予算においては、消費税率8%のうち地方消費税1・7%分として地方消費税交付金17億7434万3千円を歳入している。

消費税率が10%に引き上げられた場合には、地方消費税2・2%分として22億9620万8千円が交付されることになり、単純計算ではあるが5億2100万円の増額となる。

しかしながら、消費税率の5%から8%への改定時から、地方消費税交付金の増収分については、基準財政収入額に100%算入されることになったことから、普通交付税が差し引きされることとなり、理論上は、歳入は増えないということになる。

ただし、消費税率10%への引き上げによる増収分は、幼児教育の無償化等に充てるということになっており、市負担分に対し、普通交付税で措置

されることが考えられる。

一方で、歳出に関しては、一般会計において消費税が関わるものとしては、投資的経費、物件費、維持補修費等があるが、30年度当初予算で考えた場合、消費税率10%への引き上げにより、通年ベースで歳出が2億5千万円程度増える見込みとなる。

【問】 国は幼児教育の無償化や待機児童の解消等の大きな施策を掲げている。これらの施策を重点的に推進するための消費税率の引き上げであると認識してよいか。

【答】 あくまでも消費税率10%への引き上げに伴う増収分は、幼稚園・保育所・認定こども園等の利用に係る費用及び高等教育の無償化並びに待機児童の解消等に充てられることになっており、教育費等の無償化が対象となる市民にとっては経済的負担が軽減されることになる。

【その他の意見】 消費税率10%への引き上げについては問題があるとする一方、税率引き上げの中止を国に求めるか否かについて判断しかねてい

る。そのため、引き続き調査研究を行なう必要があるとし、閉会中の継続審査を望む意見があった。

これに対し、他の委員から、市は消費税率10%への引き上げを前提に新年度の予算編成に取り組んでおり、この点も考慮に入れて本市議会の意思を決定するならば、31年10月の消費税率10%への引き上げはやむを得ない。したがって、継続審査とせず、採決すべきとの意見があった。

【継続審査の採決】

採決の結果、賛成少数で継続審査は否決された。

【請願の採決】

起立採決の結果、起立者なしにより、本請願は不採択となった。



12月定例会付託議案審査

議第142号「市長等の附属機関に関する条例の一部改正について」

【要旨】災害弔慰金等の適正な支給に資するため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、災害弔慰金等審査会を設置することに伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を行いたいとするもの。

【主な質疑の内容】

【問】災害弔慰金等審査会の設置期間は。

【答】委員の任期を2年として委嘱し、当面の間、現在把握している対象者について審査をおこなっていく。それ以降の審査会については、災害の影響を中期的に判断したうえで、必要に応じて設置していきたい。

議第144号「世羅郡世羅町と三原市との間におけるもやすごみ処理に関する事務の事務委託に関する協議について」

【要旨】本市が世羅郡世

羅町からもやすごみの処理の事務を受託することに関し、世羅郡世羅町と協議することについて、議会の議決を求めたいとするもの。

【主な質疑の内容】

【問】世羅町のゴミ処理を受託するにあたり、本市と世羅町のゴミの分別方法やゴミの減量化の取組みの整合性については。

【答】ゴミの分別方法やゴミの減量化の取組み目標については、本市の処理計画に合わせるよう世羅町と協議を進めている。今後、三原・世羅地域のゴミ処理が適切かつ円滑に行うことができるよう、調整していきたい。

議第146号「三原市白竜湖スポーツ村公園の指定管理者の指定について」

【要旨】白竜湖スポーツ村公園における指定管理者を指定するため、議会の議決を求めたいとするもの。

【主な質疑の内容】

【問】指定管理料を減額した経緯は。

【答】過去3年間の自主事業の赤字を鑑みて、その赤字を指定管理料で補填

するのは適切ではないと判断し、これまでの指定管理料と比べ、平成31年度以降の指定管理料を減額したものである。

【問】7月豪雨災害による被害の指定管理料への影響は。

【答】豪雨災害により使用できなくなっている白竜ドームやフットサル場は、31年11月以降に再開できる見込みであり、その条件を含め公募し、応募があった事業者を選考している。指定管理者が行う事業に悪影響を及ぼさないよう、施設の復旧に全力を尽くしたい。

【採決】

採決の結果、議第142号ほか1件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。



白竜ドーム

12月定例会付託議案審査

議第148号「三原市大和サイクリングターミナル設置及び管理条例の廃止について」

【要旨】大和サイクリングターミナルを廃止するため、条例の廃止をした」とするもの。

【主な質疑の内容】大和サイクリングターミナル閉鎖後の施設や自転車の活用方法は。

【答】施設については現状のままでの有償貸し付け、または売却を考慮しており、それが困難な場合には解体、撤去した上での跡地活用を検討していく。

自転車については、要望が出ている地元での活用や道の駅、佐木島などにある観光施設を中心に活用を検討していきたい。

【問】施設の売却の見通しや売却できない場合に解体、撤去をする時期は。

【答】現時点で売却の具体的な予定はなく、解体、撤去の時期も定まってい

ないが、今後検討していきたい。

【問】中山間地域の活性化を担ってきた施設を閉鎖することに對し、今後どのように対応していくのか。

【答】平成10年の設立当初は利用者が多く見られたが、社会情勢の変化などにより利用者が減少したことに伴い、閉鎖に至った。今後は地域経営の視点から人的支援や財政的支援を含めた地域活性化のあり方を検討していきたい。

議第150号「三原市白竜湖親水公園の指定管理者の指定について」

【要旨】白竜湖親水公園（よがんす白竜を含む）における指定管理者を指定するため、議会の議決を求めたいとするもの。

【主な質疑の内容】白竜湖親水公園の指定管理料を31年度から35年度まで0円にした理由は。

【答】28、29年度の収支が黒字であること、また、このような決算の状況から伸び率を3%で試算した結果、今後も黒字が見

込める施設であると判断し、指定管理料を0円として公募をした。

【問】施設納付金を収益の1%とした根拠は。

【答】施設納付金は「指定管理者制度導入方針」に基づいて事業者から提案を受けたものであり、その率については事業計画書を基にして事業者と協議を行い、年度ごとに協定を締結することになる。

【問】施設納付金の歳入を「道の駅みはら神明の里」と同様に、基金として積み立てる考えはないのか。

【答】施設納付金は雑入とし、現段階で基金として積み立てる予定はないが、将来的に必要となる施設の修繕費なども考慮し、今後検討していきたい。

【採決】

採決の結果、議第147号ほか5件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

